

老人保健施設サニーヒル短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設サニーヒル（以下「当施設」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び代理人は、当施設に対し、退所的意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス又は介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス又は介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス又は介護予防サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び代理人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 3年に一度改定される介護報酬等により、利用料金に変更が生じる場合がございます。その場合は、別紙2の利用単位ごとにに基づき説明を行ない了承得ることとします。

3 当施設は、利用者及び代理人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、当

該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は窓口支払いと当施設口座への振込みの方法がございます。

- 4 当施設は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び代理人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者(医師)が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の施設管理者(医師)がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者又は代理人に対し介護支援専門員が説明をし、同意を得ることとします。また、施設管理者(医師)、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等から構成される身体拘束廃止委員会にて改善策を講じることとします。

(衛生管理等)

第8条 当施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、施設管理者(医師)、介護・看護職員、管理栄養士、支援相談員、介護支援専門員等から構成される感染症対策委員会にて対策を講じることとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を基本方針<別紙3>に添って<別紙4>のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付を受けている場合等の市町村への連絡
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 その他、当法人の個人情報保護規程に準じることとします。

3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び代理人は、当施設の提供する短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、相談コーナーを設けてありますのでご利用下さい。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(介護・医療事故発生の防止、発生時の対応及び損害賠償)

第13条 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって介護・医療事故（以下、事故という）防止策を講じます。また、事故が発生した場合は、すみやかに利用者の後見人、代理人、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事故発生時の防止策として、施設管理者（医師）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等から構成されるリスクマネジメント委員会にて対策を講じることとします。

3 万が一、事故が発生した場合は当施設はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

サニーヒル短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のご案内
(令和8年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・名称 老人保健施設サニーヒル短期入所療養介護事業所
- ・開設年月日 平成元年7月1日
- ・所在地 旭川市末広8条6丁目5307番地
- ・電話番号 51-1127 ・ファックス番号 46-8010
- ・管理者名(医師) 浦 等
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(第0152980025号)

(2) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の目的と運営方針

◎ 事業の目的

社会福祉法人 旭川福祉事業会が開設するサニーヒル短期入所療養介護事業所が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所療養介護従事者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とします。

◎ 老人保健施設サニーヒル短期入所療養介護事業所の運営方針

要介護及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び要介護者になることを予防し、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・管理者(医師)	1			施設業務統理、医師兼務
・医 師	1			利用者の健康管理
・看護職員	10	1		利用者の健康管理
・介護職員	30	4		利用者の介護
・支援相談員	4			利用者の生活相談
・作業療法士	1			利用者のリハビリと指導
・理学療法士	5	2		利用者のリハビリと指導
・管理栄養士	2			利用者の栄養管理等
・栄養士				利用者の栄養管理等
・介護支援専門員	2			ケアプランの作成等
・その他	2	1		事務等

- (4) 入所定員等
- ・定員 85名 (うち認知症専門棟 30名)
 - 療養室
 - ・従来型個室 7室 (うち認知症専門棟4室)
 - ・多床室
 - 2人室 6室 (うち認知症専門棟2室)
 - 3人室 2室 (認知症専門棟)
 - 4人室 15室 (うち認知症専門棟4室)

(※なお、当施設における当事業は、入所の空床ベッドを利用した事業となっております)

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 (*食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 朝食 7時20分～
 - 昼食 11時40分～
 - 夕食 17時30分～
- ③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護サービス、介護予防サービス
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 送迎 (旭川市・鷹栖町)
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ 各種行事
- ⑫ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ◎・名称 旭川医療センター
 - ・住所 旭川市花咲町7-4048
- ◎・名称 旭川記念病院
 - ・住所 旭川市末広3条3丁目
- ◎・名称 森山病院
 - ・氏名 旭川市宮前2条1丁目1番6号

・協力歯科医療機関

- ◎・名称 青木歯科クリニック
 - ・住所 旭川市永山3条12丁目

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 原則は自由です。(但し、所定場所で面会して頂く場合があります)
- ・ 外出・外泊 所定の用紙にて届出願います。
- ・ 飲酒・喫煙 指定された場所にてご利用願います。
- ・ 設備・備品の利用 支援相談員にご相談下さい
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 支援相談員にご相談下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理 原則自己管理となります。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 老人保健施設利用とのことで制限がありますので、事前にご相談下さい
- ・ 宗教活動 ご遠慮願います。
- ・ ペットの持ち込み 他の利用者のご迷惑にもなりますので、ご遠慮願います。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器が設置されております。
- ・ 防災訓練 総合避難訓練を年2回実施しておりますので、ご協力願います。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0166-51-1127)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致します。

そのほか、相談コーナーを設けてありますのでご利用下さい。

詳しくは、掲示並びに別途資料「苦情申立について」をご参照下さい。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護は、要支援者）のそれぞれ家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（法定一部負担金）

- ① 短期入所療養介護費及び介護予防短期入所療養介護の基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護あるいは要支援の程度によって利用料が異なります。尚、『在宅復帰・在宅療養支援等指標』の点数に伴い、「基本型」あるいは「在宅強化型」の料金に変動いたします。以下は1日あたりの自己負担分です）

【基本型】		【在宅強化型】	
<従来型個室> 1人室		<従来型個室> 1人室	
・要支援1	579円	・要支援1	632円
・要支援2	726円	・要支援2	778円
・要介護1	753円	・要介護1	819円
・要介護2	801円	・要介護2	893円
・要介護3	864円	・要介護3	958円
・要介護4	918円	・要介護4	1017円
・要介護5	971円	・要介護5	1074円
<多床室> 2人室・3人室・4人室		<多床室> 2人室・3人室・4人室	
・要支援1	613円	・要支援1	672円
・要支援2	774円	・要支援2	834円
・要介護1	830円	・要介護1	902円
・要介護2	880円	・要介護2	979円
・要介護3	944円	・要介護3	1044円
・要介護4	997円	・要介護4	1102円
・要介護5	1052円	・要介護5	1161円

② 加算（介護保険制度では、下記の体制あるいは該当する項目に準じて加算が適用になります）

- * 当施設は在宅復帰・在宅療養支援機能として一定数の在宅復帰やベッド回転、新規入退所の状況確認等を行っていることから、上記料金の51円加算されます
 （【基本加算型】：在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ））
 （【在宅超強化型】：在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ））
 ⇒【基本型】、【在宅強化型】の場合は算定されません
- * 当施設においては、介護職員における介護福祉士の割合が一定基準を満たしていることから、上記料金の1日22円加算されます（サービス提供体制強化加算（Ⅰ））。
- * 当施設においては、夜勤職員の体制が一定基準を満たしていることから、上記料金の1日24円加算されます（夜勤職員配置加算）。
- * 入所時及び退所時に送迎を行なった場合には、それぞれ片道1回184円加算されます（送迎加算）。
- * 認知症専門棟入所の場合は、上記料金の1日76円加算されます（認知ケア加算）
 ⇒要介護のみ【基本型】、【在宅強化型】いずれも該当すれば適用
- * 理学療法士、作業療法士等が医師や看護職員等と共同で個別リハビリテーション計画を策定し、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士等が個別リハビリテーションを実施した場合には、上記料金の1回240円加算されます。（個別リハビリテーション実施加算）
- * 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、上記料金の1食8円加算されます。（療養食加算）
- * ご利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めたご利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、上記料金の1日90円加算されます。（入所日より原則7日（最大14日）を限度、緊急短期入所受入加算）
 ⇒要介護のみ【基本型】、【在宅強化型】いずれも該当すれば適用
- * 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合、上記料金の1日518円加算されます。（1月に連続する3日、月1回限度・緊急時治療管理加算）
- * 生産性向上に係る取組を継続的に行う体制が整備されており、ICT機器（介護記録ソフト等）を導入していることから、上記料金の1か月につき10円加算されます。（生産性向上推進体制加算（Ⅱ））
- * 介護職員の待遇改善に係る費用として、上記金額（「①短期入所療養介護費及び介護予防短期入所療養介護の基本料金」に上記該当するすべての加算の総額に対し、7.5%を掛けた金額が上記料金に加算されます。（介護職員等処遇改善加算（Ⅰ））

（3）その他の料金

① 滞在費（光熱水費等）

・従来型個室	第1段階	1日	550円
	第2段階	1日	550円
	第3段階①	1日	1370円
	第3段階②	1日	1370円
	第4段階	1日	1730円

・ 多床室

第1段階	1日	0円
第2段階	1日	430円
第3段階①	1日	430円
第3段階②	1日	430円
第4段階	1日	440円

* 滞在費は、退所された日まで徴収します。(退所先が誠徳園の場合も含みます)

* 支給限度額を超えての利用日(10割負担の日)については、段階に関わらず従来型個室1日1730円、多床室380円徴収します。

② 食費 1日当たり1700円【朝食 400円、昼食 650円、夕食 650円】

* 食費は、『介護保険負担限度額認定証』に基づき、1日につき下記の料金を超えて原則徴収することはありません。ただし、支給限度額を超えての利用日(10割負担の日)については、段階に関わらず通常の料金を徴収します。

『介護保険負担限度額認定証』	第1段階	1日	300円
	第2段階	1日	600円
	第3段階①	1日	1000円
	第3段階②	1日	1300円

③ 診断書・証明書作成料

健康診断書	1部	3,000円(消費税別)
死亡診断書	1部	3,000円(消費税別)
裁判用診断書	1部	5,000円(消費税別)
その他一般診断書	1部	3,000円(消費税別)
在籍(入所)証明書	1部	2,000円(消費税別)
帰宅証明書	1部	2,000円(消費税別)
指定介護老人保健施設利用料等証明書	1回につき	2,000円(消費税別)
その他一般証明書	1部	2,000円(消費税別)

* 診断書・証明書作成を御希望される方は、別紙「診断書・証明書作成依頼書」にご記入下さい。

(4) 支払い方法

- ・ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込、の2方法があります。利用申込み時にお選びください。

個人情報に関する基本方針

老人保健施設サニーヒル（以下、当施設）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当施設が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の取得について

当施設は、ご利用者様に良質で適切な介護サービスを提供するために、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得いたします。

又、適切な介護サービス提供の必要上、ご家族様の方からご利用者様の個人情報を取得するときは、原則としてご利用者様より同意をいただくこととします。

2. 個人情報の利用目的について

当施設では、ご利用者様の個人情報を<別紙4>の目的で利用させていただくことがございます。個人情報は、業務遂行上必要な限りにおいて利用し、常にご利用者様の利益を損なわないように努めます。

3. 個人情報の第三者提供について

当施設は、ご利用者様への適切な介護サービスの提供のために、<別紙4>に掲げた場合を除き、ご利用者様の個人情報をご本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。但し、法令に基づいて個人情報を利用する場合、又は裁判所等の公的機関から個人情報の提供を要請された場合には、ご利用者様の同意を得ることなく提供することがございます。

4. 個人情報の管理について

当施設は、ご利用者様の個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するために、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策など、技術的な安全管理措置を講じます。

5. 個人情報の内容訂正・利用停止について

当施設が保有する個人情報が、事実と異なるとお考えの場合には、内容の訂正・利用中止を求めることが出来ますので職員に申し出てください。調査の上、対応します。

6. 氏名の掲示等について

当施設では、事故防止・安全確保のために、療養室における氏名の掲示を実施しております。これを望まれない場合には、職員に申し出てください。

また、電話あるいは面会者からの、療養室等の問い合わせへの回答を望まれない場合にも、職員に申し出てください。

7. 行事写真・作品の展示等について

当施設では、各種行事の写真あるいはご利用様の作られた作品を施設内に展示しております。又、ご利用様のご家族様・地域との連携を図るために、会報を、配布する場合がございます。

これらを望まれない場合には、職員に申し出てください。

8. 施設の体制について

当施設は、個人情報の適正な管理を行います。

又、職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について適正な取り扱いを徹底します。

9. 相談・苦情の対応

当施設では、個人情報取り扱いに関する相談・苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

〈別紙4〉

個人情報の利用目的
(平成30年6月1日現在)

老人保健施設サニーヒルでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。